

**令和 8 年度 国際性に富む人材育成事業
グローバル・リーダー育成海外短期研修事業
【沖縄県高校生海外雄飛プログラム】に係る業務委託 企画提案応募要領**

この要領は令和 8 年度国際性に富む人材育成事業グローバル・リーダー育成海外短期研修事業【沖縄県高校生海外雄飛プログラム】に係る業務委託に関する企画提案および契約の締結において留意すべき事項を記したものである。

企画提案の参加者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出すること。

1 業務概要

- (1) 事業名：国際性に富む人材育成事業
(細事業名) グローバル・リーダー育成海外短期研修事業
沖縄県高校生海外雄飛プログラム
- (2) 業務期間：契約締結の日から令和 9 年 3 月 25 日まで
- (3) 内容：事業目的等の詳細は令和 8 年度国際性に富む人材育成事業グローバル・リーダー育成海外短期研修事業沖縄県高校生海外雄飛プログラムに係る業務委託仕様書を参照

2 主催及び連絡先

- (1) 主催：沖縄県教育庁県立学校教育課
- (2) 連絡先：沖縄県教育庁県立学校教育課 担当：普通教育班 大城 直樹
〒900-8571 沖縄県那覇市寄宮 1 丁目 2-16
TEL：098-866-2715
E-mail：ooshinok@pref.okinawa.lg.jp
※連絡の際の件名は、「グローバル・リーダー育成海外短期研修事業 沖縄県高校生海外雄飛プログラム企画提案」とすること。

3 応募資格

- (1) 旅行業法施行規則第 1 条の 2 に規定する旅行業登録を行っており、受注型企画旅行契約を取り扱える者であること。コンソーシアムの場合には、構成員の 1 者以上がこの条件をみたすこと。
- (2) 過去 2 年間に、類似事業の実施、または海外留学・研修に関する活動実績を有すること。
- (3) 沖縄県内に主たる事務所もしくは事業所を有する団体等であること。複数の団体からなるコンソーシアムの場合には、構成員の 1 者以上がこの条件をみたすこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
- (5) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程第 7 条第 2 項（昭和 47 年 7 月 20 日告示第 69 号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成 3 年法律第 77 号〕第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - ②暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

- ③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ※（７）については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会をする場合がある。
- （８）コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、本事業の企画提案に重複して参加する者でないこと
- （９）県の要求に応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること。
※複数の団体からなるコンソーシアムの場合には、構成員の１者以上がこの条件をみたすこと。

4 契約保証金

- （１）契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなくてはならない。
ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

5 企画提案応募要領等の掲載

- （１）掲載期間：令和8年7月30日（木）決着日～令和8年8月19日（水）
- （２）掲載場所：沖縄県ホームページおよび沖縄県教育委員会ホームページ

6 企画提案書の内容

- （１）積算内容について
「令和8年度国際性に富む人材育成事業グローバル・リーダー育成海外短期研修事業【沖縄県高校生海外雄飛プログラム】に係る業務委託仕様書」6（１）、（２）参照。
- （２）参加者募集と選考試験の実施方法及び選考後の結果通知方法について
1次試験・2次試験の内容と実施方法、開催場所等について明記すること。
- （３）生徒及び引率者の派遣について
派遣に関してのプログラムを作成し、移動、宿泊、食事、学習等の手配を行い、全工程が効果的且つ安全に実施されるように留意すること。プログラムの詳細な内容を示すこと。
- （４）派遣に関わる事前・事後研修の実施について
研修の回数、研修内容（事前オリエンテーション・語学学習・必要な知識の導入・まとめ等）、担当講師の人選方法について記載すること。
- （５）研修実施後の実施内容報告と清算業務の方法について
PDCAをどのように行うかについて、アンケートの内容等見据えた取り組みについて、研修報告書の作成について、及び清算に係る体制の確立について記載すること。
- （６）プログラム実施に係る団体と受託者との関係について
派遣先団体の選定方法や受託者との関係等について、また安全面の確保や、連絡体制等について記載すること。
- （７）委託を受けるにあたっての懸念事項等について
懸念事項等がある場合は記載すること。
※なお、感染症等などの影響で海外派遣できない場合は、代替研修を実施する。

7 積算見積及び経費限度額

- (1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出するとともに、12,597 千円（消費税込み）の範囲内で見積もること。また積算の費目については、概ね以下の内容で提出すること。

①直接人件費

ア 事務局経費

②事業費

ア 研修参加者の選考に係る費用（試験実施費用・会場費・面接委員謝礼、離島からの受験者〔4名で積算〕の旅費もしくは離島での試験実施等）

イ 研修費用（事前・事後研修（※離島からの参加生徒〔4名で積算〕については各離島空港から那覇空港までの往復航空運賃及び宿泊費用等）、本研修授業料、施設入場料等）

ウ 派遣期間中の食費・宿泊費・移動費（那覇空港発着で研修に係る部分※離島からの参加生徒〔4名で積算〕については各離島空港から那覇空港までの往復航空運賃及び宿泊費用等）

エ 渡航費（沖縄⇄現地間）、派遣期間中の海外旅行保険費用、空港使用税等、ESTA 申請費用、PCR 検査、抗原検査等

オ 派遣期間中の引率者の通信費（携帯電話レンタル・通話料等）

カ 事前・事後アンケート費用、報告書作成費用（報告書の PDF データを参加生徒、引率者、県立学校教育課へ提出）

キ 現地交流先（ハワイ沖縄連合会・学校等）への記念品代等

ク 参加生徒、引率者への報告書郵送費

ケ その他必要経費を含む。詳細については協議を行う。

③一般管理費(事業の管理に要する諸経費)

(直接人件費＋直接経費－再委託費) × 10 / 100 以内

④消費税

※各経費については、月数、回数、個数等、見積条件が分かるように明記すること。

※事業終了時には精算報告書の提出を受け、実際に支出した額(一般管理費は除く)を契約額の範囲内で支払うものとする。

8 企画提案書等の体裁

- (1) 原則として A 4 版横置き、20 ページ以内、左上 1 箇所綴りとする（ただしグラフ、表等は必要に応じて A 3 版にして織り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してもよい）。

9 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限：令和 8 年 8 月 6 日（木）15 時 00 分まで
(2) 質問方法：質問票（様式任意）に必要な事項を記入のうえ、担当者宛てに電子メールで送信すること。
(3) 回 答：令和 8 年 8 月 7 日（金）までに質問者に電子メールで回答するとともに、質問と回答内容は、教育委員会ホームページにて公開する。

10 企画提案応募申請書の提出期間

令和 8 年 8 月 18 日（火）～令和 8 年 8 月 19 日（水）15 時 00 分まで

※12（1）で定める【様式 1】により、2（2）に定める連絡先あて、持参または郵送により提出すること。但し、郵送の場合は提出期限必着で送付すること。

11 企画提案書提出期限

- (1) 提出期限：令和 8 年 8 月 19 日（水）15 時 00 分まで

- (2) 提出場所：沖縄県教育庁県立学校教育課（沖縄県教育庁仮庁舎内：那覇市寄宮 1-2-16）
※ 2（2）に定める連絡先あて持参または郵送により提出すること。但し、郵送の場合は
到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するように送付すること。
- (3) 提出書類：12 に定めるすべての書類
- (4) 提出部数：8 部

12 提出書類等

- (1) 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 1】（原本 1 部）
- (2) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 2】任意様式
- (3) 団体等概要表（組織図、業務内容、資格等）・・・・・・・・・【様式 3】任意様式
- (4) 実績書・・・【様式 4】
- (5) 経費見積書・・・【様式 5】
- (6) 見積明細書・・・【様式 6】任意様式

※この事業を実施するにあたって一切の費用を積算すること。

- 13 企画提案プレゼンテーション 日時：令和 8 年 8 月 28 日（金）14 時 00 分～17 時 00 分（予定）
場所：沖縄県教育庁仮庁舎
住所：沖縄県那覇市寄宮 1 丁目 2－16（旧県立図書館内）

14 選定方法

- (1) 企画提案書及び関係書類を提出後、上記 13 で設定された日時に企画提案プロポーザルを実施し、当該企画案内容について、沖縄県教育委員会に設置する企画提案選定委員会にて審査を行い、優先交渉権者を決定し、その結果を応募者へ通知する。
ただし、応募者の中に適格者がいないときは優先交渉権者を選定しない場合がある。また、必要があると認められる場合にはヒアリング等を行うとともに、採否についての異議申し立て等は受け付けないものとする。
- (2) 応募者が 4 者以上ある場合は、県立学校教育課にて第 1 次審査（書類審査）を行い上位 3 者以内に選定し、上記 13 で設定された日時に企画提案プロポーザルを実施する。

15 その他

- (1) 提出書類等の作成及び上記 7 のヒアリング等への出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (3) 企画提案仕様書において示した事業内容以外に、必要だと考えられる事項がある場合は、企画書において提案すること。
- (4) 提案を採択した場合でも、協議の上、提案内容を一部変更する場合がある。
- (5) 本事業を実施するにあたり、責任者を置くこととし、その者は全ての調整に応じることとする。
- (6) 本要領に示されていない事項については、協議の上取り決めるものとする。